

久留米市広告マット設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市役所庁舎等（以下「庁舎等」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の方法等)

第2条 庁舎等への広告の掲載は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告の掲載は、塵、雨水、汚れ等を除去できるフロアマット上に広告を表示したもの（以下「広告マット」という。）とする。

(2) 広告マットの設置は、通行等に支障がない方法によるものとする。

(広告掲載の規格等)

第3条 庁舎等への掲載位置、規格及び掲載基準については、市長が別に定める。

(広告掲載の申請手続等)

第4条 庁舎等で広告事業の実施を希望する者（以下「申請者」という。）は、久留米市財産規則第20条第2項による行政財産使用許可申請書（第11号様式）及び図案（以下「申請書等」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書等が提出されたときは、速やかに内容を審査して、その適否を決定し、その結果を久留米市財産規則第21条第2項の規定による行政財産使用許可書（第13号様式）により申請者に通知するものとする。

(広告内容の修正等)

第5条 市長は、前条第2項に規定する申請書等の審査の結果、当該審査に係る広告に修正すべき箇所があるときは、その修正を申請者に求めることができる。

(広告の作成等)

第6条 申請者は、第4条第2項の審査後（前条の修正の請求があったときは、修正後）に、自己の負担により広告を作成し、掲載するものとする。

2 広告マットの作成数量については、洗浄時における交換用として1箇所あたり最低2枚作成するものとする。また、広告マット洗浄における交換周期については、2週間毎とし、交換及び洗浄にかかる一切の費用については、申請者の負担で行うものとする。

(使用料の納入)

第7条 久留米市財産規則第20条第2項による行政財産使用許可書により許可を受けた申請者は、市が指定する期日までに、市が発行する納付書により使用料を納入しなければならない。

(掲載の停止)

第8条 市長は、業務上の支障その他特に必要があると認めるときは、申請者と協議し、掲載中の広告物を一時的に撤去し、又は、不可視の状態にすることができる。この場合において、広告掲載料の還付その他の補償は、これを行わないものとする。

(掲載の取り消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の許可を取り消すことができる。この場合において、広告主が生じた損害の責めを負わない。

- (1) 広告主が、久留米市広告事業実施要綱第14条に該当したとき。
- (2) 前条の規定による広告掲載の停止に広告主が応じないとき。
- (3) 第5条の規定による広告物の内容等の修正に広告主が応じないとき。
- (4) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき。

(広告の撤去等)

第10条 申請者は、広告掲載許可期間が満了したとき、又は広告の掲載許可を取り消されたときは、申請者の責任において広告を撤去しなければならない。

- 2 広告の設置及び撤去作業等により庁舎等に損害を与えた場合には、申請者の責任において原状回復するものとする。
- 3 市長は、申請者が前項の義務を履行しないときは、庁舎等から当該広告を撤去するとともに原状に回復し、申請者からその費用を徴収することができる。
- 4 広告掲載期間中に広告の破損等が生じた場合、その損害が市の責任に帰する理由による場合には、市の責任において原状に回復するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 広告主は、広告掲載許可期間が満了したとき、又は広告の掲載許可を取り消されたときにおいて、この広告掲載に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、市長に対して補償を請求することができない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月10日から施行する。